

# 住宅用火災警報器の設置はお済みですか？



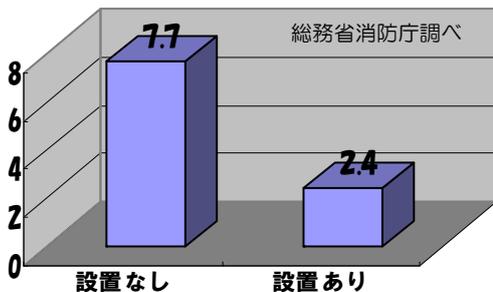
静岡県内では、消防法及び市町村条例により、平成21年6月1日から全家庭に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。火災の発生をいち早く知らせ被害の拡大を防ぐ「住宅用火災警報器」を必ず設置しましょう。



煙式住宅用火災警報器

## 火災を早期に知らせる火災警報器設置により死者数は1/3に激減

住宅火災100件あたりの死者数（H18）



## 設置がお済みの方もこんな点にご注意ください

- 正しい場所に設置されていますか？  
→全ての「**寝室**」に設置が必要です
- 使用期限は大丈夫？  
→機器ごとに**交換の時期**が異なります  
本体に付いているシールや取扱説明書でご確認を
- お隣さんにも付いていますか？  
→延焼による被害を防ぐ為にも**ご近所同士**で声かけを

## 奏功事例

23年4月20日菊川市  
就寝中に電気ストーブが  
布団に触れて発煙  
警報器の音で目覚め119番

23年9月25日掛川市  
みそ汁を火にかけたまま外出  
近所の人が警報器の音に気づき  
119番

## 住宅用火災警報器 どこに設置すればいいの？



消防職員が直接営業を行うことはありません。不明な点は、最寄の消防本部・消防署にお問い合わせください。

県問い合わせ先：危機管理部消防保安課 TEL054-221-2077